

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ

<未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進>

【平成23年度概算決定額：564,842(635,721)千円】

対策のポイント

農業経営の6次産業化を推進するため、農業法人等が農業生産だけでなく、加工・流通・販売にわたる経営の多角化に取り組む際に必要となる農畜産物の加工施設や販売・提供施設等の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農業者が農業生産（原材料の供給）だけでなく、加工・流通・販売に取り組む経営の6次産業化を進め、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込んでいくことが重要となっています。
- ・しかしながら、景気が依然として厳しい状況にある中、農業者の所得も低迷しており、融資のみでは加工・販売分野といったリスクが高い新規の投資に踏み切れない農業者が多数存在するという実情にあります。
- ・このため、地域農業のけん引役を担う農業法人等の6次産業化を支援することにより、個々の農業経営の所得向上のみならず、新たな雇用を創出する等、地域の活性化につながることを期待されます。

政策目標

農村地域における雇用と所得の確保

<主な内容>

6次産業化を図ろうとする農業法人等（6次産業化法人）が、経営の多角化等を図るために必要な農畜産物加工施設や農畜産物販売・提供施設等の整備を国が直接支援します。

また、6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（連携法人）による農業生産に必要な農業用機械等の導入についても、併せて支援します。

補助率：6次産業化法人 1/2以内等
連携法人 1/3以内
(5千万円を上限)
事業実施主体：農業法人等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ

1 事業のポイント

農業経営の6次産業化を推進するため、農業法人等が農業生産だけでなく、加工・流通・販売にわたる経営の多角化に取り組む際に必要となる農畜産物の加工施設や販売・提供施設等の整備を支援します。

2 実施主体

- (1) 農業経営の6次産業化を図る農業法人等（6次産業化法人）
- (2) 6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（連携法人）

注1 6次産業化法人のみで事業を実施することもできます。

注2 農業法人等とは、農業生産法人等の農業経営を行う法人及び経理の一元化等が図られている農業者の組織する団体のことです。

3 補助対象施設等及び補助率

- ・ 農畜産物加工施設（野菜カット工場など）
- ・ 農畜産物販売施設（直売所など）
- ・ 農畜産物提供施設（農家レストランなど）
- ・ 高生産性農業用機械施設（田植機など）
等

補助率

- ・ 6次産業化法人…1 / 2以内（農業用機械は1 / 3以内）
- ・ 連携法人…1 / 3以内

なお、どちらの場合も補助することのできる上限額は5千万円

4 取組例（連携法人とともに事業を実施するケース）



連携



野菜の生産を行う連携法人

新たに“加工”に挑戦



併せて生産規模を拡大



※6次産業化法人が行う施設等の整備と同一の事業計画による。

所得の向上及び雇用の創出を実現